

秋の狂犬病予防注射と飼い犬登録のお知らせ

生後91日（3カ月）以上の犬は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。次の日程で狂犬病予防注射と飼い犬の登録を行いますので、犬を連れて実施場所へお越しください。すでに登録をしている犬の飼い主には、はがきを郵送しますので、注射当日に持参してください。



費用 ▶ 飼い犬の登録料 3,000円 ▶ 予防注射料 3,000円

問生活環境課環境衛生係 ☎ 6726

月日	実施場所	実施時間	月日	実施場所	実施時間
10月13日(土)	三日市川原バス停前	8:40~8:45	10月18日(木)	両泉寺集会所前	8:50~8:55
	元JA三日市倉庫前	8:50~8:55		旧漆畑消防屯所前	9:00~9:05
	下洗生活改善センター前	9:00~9:05		百目木集会所前	9:10~9:15
	太田集会所前	9:10~9:15		冷道研修館前	9:20~9:25
	太田川原研修館前	9:20~9:25		高田集会所前	9:30~9:35
	二ツ家集会所前	9:35~9:40		片貝沢生活改善センター前	9:40~9:45
	水尻地区ふれあい会館前	9:45~9:50		沢沢集会所前	9:50~9:55
	中ノ渡集会所施設前	9:55~10:00		市民の家前	10:05~10:10
	川口研修館前	10:05~10:10		宇樽部(旧東湖館向駐車場)	10:55~11:00
	中里(消防屯所前)	10:20~10:25		休屋(十和田湖診療所前)	11:10~11:20
	法量(元JA給油所)	10:30~10:35		和交会館前	8:40~8:45
	十和田湖公民館前	10:40~10:45		若葉球技場南側駐車場	8:50~9:00
	中川原生活改善センター前	10:50~10:55		赤沼(消防屯所前)	9:10~9:15
	上川目集会所前	11:00~11:05		八郷会館前	9:30~9:45
下川目生活改善センター前	11:10~11:15	中振(消防屯所前)	9:55~10:05		
十和田湖支所西側駐車場	11:20~11:40	深持ふれあいセンター前	10:15~10:25		
10月14日(日)	一本木会館前(白上)	8:40~8:50	10月20日(土)	気比神社前(晴山)	10:30~10:35
	JA藤坂支店前	8:55~9:05		洞内和徳館前	10:45~10:55
	喜多美町バス停前	9:15~9:20		ひがしの会館前	11:05~11:15
	藤島会館前	9:30~9:40		ワークショップのづき前	11:20~11:30
	伝法寺農村広場前	9:50~9:55		元町神社前(元町屯所隣)	11:35~11:40
	JA四和経済センター前	10:05~10:15		三木野公園前	13:10~13:20
	館バス停前	10:25~10:30		北里公園前	13:25~13:35
	平山消防屯所前	10:45~10:50		前谷地公園前	13:40~13:50
	JA切田経済センター前	11:00~11:05		オレンジハート高清水店前	14:00~14:10
	吾郷会館前	11:15~11:20		東栄会館前	14:15~14:20
	瀬戸山公園前	13:10~13:15		牛鍵公民館前	14:30~14:35
	日の出会館前	13:20~13:25		立崎公民館前	14:40~14:45
	稲吉集会所前	13:30~13:35		十和田車検センター事務所前	14:55~15:05
	東小稲会館前	13:45~13:50		10月21日(日)	市役所西側駐車場
穂並会館前	13:55~14:05				
南公民館駐車場	14:10~14:20				
南吾郷町内会館前	14:25~14:35				
隣保館前	14:40~14:50				

こんなときは届け出が必要です

- ▶ 飼い犬が死亡したとき
- ▶ 住所や飼い主など、登録事項に変更があったとき

問生活環境課環境衛生係 ☎ 6726

- ▶ 犬に咬まれたとき ▶ 飼い犬が他人を咬んだとき
- ▶ 飼い犬が迷子になったとき

問上十三保健所 ☎ 4261

飼い主の皆さんへ

人と動物が快適・健康に暮らしていける社会のために、飼い主には社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。住みよいまちづくりにご協力ください。

- ▶ 散歩時のふんは必ず持ち帰りましょう
- ▶ 犬の放し飼いはやめましょう



大型犬(土佐犬など)を飼養する場合の注意点

- ▶ 飼い犬全ての登録と狂犬病予防注射を実施すること
- ▶ 飼養する施設は種類・体格に応じた構造とし、破損や修理箇所は直ちに補修すること
- ▶ 係留する場合は、犬の行動範囲が道路や通路に接しないようにすること
- ▶ 万一、飼い犬が逸走、咬傷事故を起こした場合は、直ちに動物愛護センターおよび最寄りの警察署に通報すること 問動物愛護センター ☎ 017-726-6100